

法学部のディプロマポリシー(学位授与方針)

名古屋学院大学の建学の精神は「敬神愛人」です。名古屋学院大学法学部(以下「本学部」と表記)は、この精神に基づき、人として、そして市民として必要な素養を学ぶ教養科目と法律学についての専門科目の教育を通じて、専門的知識とリーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)を身につけ、かつ、社会の持続的発展に貢献できる視野の広い人材を育成することを教育目標としています。
この教育目標に基づき、本学部の学生は、本学部のカリキュラムを履修、学修することを通して、以下の知識・能力・態度を身に付けることができます。これに併せて、卒業に必要とされる所定の単位数と要件を満たした学生には、学士(法学)の学位が授与されます。

知識・技能

- 1) 人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識
- 2) 法律学における基本的知識の体系的理解およびその応用力
- 3) コミュニケーション・プレゼンテーション能力
- 4) 情報収集・分析力、論理的思考力等の技能

思考力・判断力・表現力

- 1) リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)
- 2) 正義・公平・博愛の精神
- 3) 実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力
- 4) 他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力

主体性・多様性・協働性

- 1) 謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢
- 2) 学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢

法学部のカリキュラムポリシー(カリキュラム編成方針)

本学部はディプロマ・ポリシーで掲げた目標を達成するために、次のような教育内容、教育方法、学修成果の評価の方針に基づき、カリキュラム編成と授業実施を行います。カリキュラムの体系的性、各授業科目とディプロマ・ポリシーの対応関係については、カリキュラムマップ等で明示します。

教育内容

- 1) カリキュラムは、全学生を対象とした「NGU教養スタンダード科目」および本学部の「専門科目」から構成され、学生は必修科目とともに自らの進路に即して科目を選択します。
- 2) 「NGU教養スタンダード科目」は、キリスト教主義に基づいた豊かな人格の形成、社会生活に必要な知識や技能の修得、成熟した市民として必要な教養の獲得を目標としています。そのため、1年次の必修科目として「キリスト教概説」「キリスト教文化」、大学の学修に必要な基礎的知識を学ぶ「基礎セミナー」を履修するほか、キャリア形成に関する科目、日本語・語学・情報に関する科目、人間・社会・自然・歴史文化・環境・身体・地域に関する科目等を履修します。
- 3) 「専門科目」の学修効果を高めるために、1年次に「導入科目」を法学専門教育の入り口に配置します。
- 4) 法学の体系的理解をめざす8つの基幹的法律科目群として、＜公法科目＞＜民事法科目＞＜商事法科目＞＜刑事法科目＞＜現代・社会法科目＞＜国際関係法科目＞＜基礎法科目＞＜政治学科目＞を配置します。
- 5) 1年次から4年次まで少人数の演習科目を配置します。

教育方法

- 1) 学生の主体的な学びを引き出すため、ICT技術の活用、少人数・双方向型の授業の推進を図るとともに、授業外の学修について適切に指導します。
- 2) 演習科目では、グループワークやプレゼンテーション等を通して講義科目で修得した知識の定着を図ります。その際、担当教員がクラスアドバイザーとなり、専門的学修指導とともに生活上の助言・指導を行います。
- 3) リーガル・フィールドワーク、インターンシップ、海外留学等、キャンパス外での学修機会を用意します。

学修成果の評価

- 1) 各科目の評価は、シラバスに提示された方法に基づき、原則として平常点および試験等の総合評価により行われます。
- 2) 思考力・判断力・表現力や主体性・多様性・協働性については、「NGU教養スタンダード科目」を中心とした授業科目において必要に応じて達成度指標を設けて段階的に評価したうえで総合評価に加えます。

ナンバリング	授業科目名	単位数		配当年次	科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法律学における基本的知識の体系的理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢	
		必修	選択														
LG0101	法学・憲法入門	2		1	法学部において、「法」を学び、法的思考力や法的判断力を身につけ、専門性を高めるには、まず、「法」についての基礎的な知識や考え方について、また国内の法の最高法規としての憲法の基礎を学修することが必要です。大学に入学したばかりの皆さんにとって、法の抽象的な概念や機能やその学問的な意義を理解することは、法学部で専門科目を学ぶために不可欠だからです。本講義は、皆さんが「法」学や「憲法」学に興味を持って取り組むことができるように、最大限分かりやすく講義します。この授業を履修することで、法律学についての基礎的知識の体系的理解と憲法の基礎的知識を得ることができます。	法についての基礎的な知識や考え方や憲法の基礎概念を理解し、専門科目の学習に必要な基礎力をつけることができる。	○	◎			○	○					
LG0102	民法入門	2		1	本講義は、「民事法」「私法」に属する法律の中でも、中心となる民法を取り上げ、民法の全体像(体系)を把握することを目的とする。本科目と同時に「民法総則1」も同時に履修するが、民法総則は民法全体に通じる通則を定めるものではなく、民法の基本原則は、民法総則にすべて定められているわけではない。したがって、早期に民法の全体像を把握してそのイメージをつかみ、また基礎的な知識について法体系の全体を通して大まかにひととおり学修すること、民法に対する多層的理解が可能となり、民事法、私法に属する他の法律の学修とのスムーズな連携を図り、専門科目の学修効果をより高めることを狙いとする。 なお、本講義は、カリキュラム・ポリシーに掲げる専門科目のなかの導入科目(必修科目)に該当し、ディプロマ・ポリシーに掲げられている法律学(特に民事法)における基礎的知識の体系的理解およびその応用力を身につけることを重視している。	民法の全体構造と基本的概念を、パンデクテン体系の位置づけのなかで、おおまかに理解することができる。	○	◎			○	◎					
LG0103	刑法入門	2		1	広い意味の「刑法」ないし「刑事法」の分野は、①狭い意味の刑法、②刑事訴訟法、③刑事処遇法や少年法などから成り立っています。①の刑法が、そもそも「犯罪」や「刑罰」とは何か、②の刑事訴訟法が捜査や裁判等の手続上のルールを定めています。さらに、③犯罪の原因や再発防止策(刑事処遇法など)を研究するのが、刑事政策ないし刑事学です。この授業では、各種のニュースや新聞報道になった具体的な事件にも触れながら、順次、①の刑法の主要テーマを取り上げることで、受講した学生諸君が、犯罪と刑罰をめぐる社会事象に関心をもち、法的な観点から考える習慣を身に付けたいと考えています。また、秋学期から受講する「刑法総論1・2」の準備にもなります。	①犯罪と刑罰をめぐる社会事象に関心をもちることができる。 ②現在の法制度では、単純な解決では済まされない各種の問題について、刑法の基本原則を踏まえつつ、今後の法政策を考えるための基礎知識を身につけることができる。	○	◎			○	○					

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法学における基本的知識の体系的理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生じる様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢	
		必修	選択													
LG0104	政治学入門	2	1	政治学の基礎概念について入門的講義を行う。各回の講義テーマを意識しながら、政治的なものの概念、政治的分析方法などを紹介し、より専門的な政治学の理解に向けた手掛かりを与えるため、政治理論と現実の政治、および政治思想と現実の政治とを結びつけながら、私たちが取り巻く身近な政治現象を多角的に検討する。 なお、本講義は、専門科目の学修効果を高めるため、法学専門教育の入り口として配置される導入科目に該当する。また、社会の持続的発展に貢献できる視野の広い人材の育成を目標とするディプロマ・ポリシーを達するため、情報収集・分析力、論理的思考力等の技能を身に着けるとともに、謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢を育むことを目的とする。	政治学の基礎的な知識を理解し、現代社会で生じる具体的な政治的変容を念頭に置きながら、身近な政治現象を捉え、現代政治に対して自分なりに分析できるスキルが獲得できる。	○			◎		○			◎		
LG1101	憲法 1 a	2	1	本講義は、1年次において本格的に実定法である日本国憲法を構成する基本的人権の部分を体系的に学ぶものである。ここでは、判例を取り上げつつ、日本国憲法の基本的人権の枠組みと基本的概念を学ばせ、基本的人権の鳥瞰図をイメージできるようにする。 この授業を履修することで、基本的人権についての基礎的知識の体系的理解と、実社会で生じる様々な人権問題を正確に理解する能力を得ることができる。	日本国憲法の基本的人権を体系的にとらえ、基本的人権が現実の社会でどのように扱われているか理解できる。							○				
LG2101	憲法 1 b	2	2	本講義は、法学部における1年次での導入科目とは異なり、本格的に実定法である日本国憲法を構成する総論・統治機構の部分を、体系的かつ網羅的に学ぶものである。この授業科目では、できるだけ判例を取り上げ、具体的事例を通じて日本国憲法の観念や統治機構がどのように構成されているかを理解させることを目的とする。 この授業を履修することにより、憲法の原理や統治制度を体系的に理解し、実社会で生じる様々な憲法問題を正確に理解することができるようになる。	日本国憲法の諸原理と統治機構の構造を体系的にとらえ、基本的人権を保障するために憲法がどのように国家作用を制御しているかを理解することができる。							○				
LG2301	憲法 2	2	2	本講義は、法学部における1年次での導入科目とは異なり、本格的に実定法である日本国憲法を構成する基本的人権と総論・統治機構のうち学説や判例において争いのある点、また、憲法典の中で特に重要な点を学ぶものである。この授業科目では、できるだけ判例を取り上げ、具体的事例を通じて論じることとする。 この授業を履修することにより、憲法の基本的人権、統治制度を体系的に理解し、実社会で生じる様々な憲法問題を正確に理解することができるようになる。	日本国憲法の諸原理と統治機構の構造を体系的にとらえ、基本的人権を保障するために憲法がどのように国家作用を制御しているかを理解することができる。								○			
LG3301	憲法特講	2	3	本講義は、憲法2aで扱った憲法の総論・統治機構の理解を前提とし、憲法2aの発展科目として、前半では、学説・判例などで問題となる重要なテーマを詳細に扱う。後半では、人権の領域をも含め、重要な憲法の論点を文章として表す際の視点を提示する。 この授業を履修することで、憲法についての体系的理解とそれを踏まえた憲法の応用力だけでなく、他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力を養うことができる。	①憲法の重要論点を理解し、法的論点を表現することができる。 ②択一問題において、得た知識を応用し、正しい解答を導き出し、解答のプロセスを説明する分析力・判断力・説明力を獲得することができる。									○		
LG2302	行政法総論 1	2	2	行政法には、民法典のような単独の法典は存在しない。それゆえ、行政法は、無数の法令などから構成されている。本講義では、行政法を貫く様々な法理・法原則について、下記の授業計画に準拠しつつ講義する。具体的には、行政概念を前提とした上で、「行政は法を守らなければならない」という法治主義の原則を理論的基盤としながら、行政裁量をめぐる法のしくみや判例展開について講義する。その過程で、行政法を学ぶうえで不可欠な理論や概念(行政のしくみ、公物、情報公開と個人情報保護など)についても講義する。 なお、本講義は、カリキュラム・ポリシーに掲げる専門科目の中の公法科目に該当し、ディプロマ・ポリシーに掲げられている専門的法的知識とリーガル・マインドを修得することを重視している。	①行政概念、法治主義、行政裁量などに関する基本的理論を習得し、それらを判例・学説の展開と関連させて説明することができる。 ②法治主義と行政裁量について、行政法関係や情報公開などと関連させて説明することができる。									○		
LG2303	行政法総論 2	2	2	本講義は、行政法総論 I の理解を踏まえて、行政作用の各段階におけるより具体的な問題について理解をはかり、行政過程全体を把握できることを目的とする。	①行政の行為形式(行政行為、行政立法、行政計画、行政指導、行政契約など)、行政の実効性確保手段などに関する基礎的理論を取得し、その内容を具体的な判例や学説と関連づけて説明することができる。 ②行政の行為形式の類型に応じた法的統制について、学説や判例の展開と関連させて説明することができる。								○			
LG3302	行政救済法 1	2	3	「行政法総論1」、「行政法総論2」での授業内容(行政作用法、行政組織法、公物法)への理解を前提としつつ、行政救済法の領域の内、国家補償(国家賠償法、損失補償、「国家補償の谷間」など)に関連する事項の範囲を取り扱う。 すなわち、本講義は、行政法上の救済が必要となる局面において、違法な処分などの是正を求める行政争訟(行政事件訴訟および行政不服審査行政不服申立て)を中心とした体系とは異なる、行政救済に関する金銭的な解決を目指す国家補償を対象とする。 なお、本講義は、カリキュラム・ポリシーに掲げる専門科目の中の公法科目に該当し、ディプロマ・ポリシーに掲げられている専門的法的知識とリーガル・マインドを修得することを重視している。	①行政法体系の中における行政救済法の位置づけを理解できる。 ②行政救済法の体系を総合的に理解しつつ、両者について明確に説明することができる。 ③損失補償について、憲法上の財産権保障と損失補償制度の仕組みを前提としつつ、憲法、土地収用法、損失補償基準要綱等の条項を基に、明確に整理した上で、判例や行政実務運用と関連させながら説明することができる。 ④国家賠償制度の沿革および概要について、憲法規定、民法規定および国家賠償法を基に、明確に説明できる。 ⑤「国家補償の谷間」の補償について、判例や学説に沿って明確に説明することができる。									○		
LG3303	行政救済法 2	2	3	本講義ではこの行政救済法のうち、行政不服審査制度および行政事件訴訟制度について取り上げます。両制度の基礎と基本的な判例の理解を図ることを目的とします。	行政不服審査制度および行政事件訴訟制度など行政救済法の基本原則を理解することができる。								○			
LG3304	地方自治法	2	3	地方自治体は住民に身近な公共団体としてその行政活動は幅広く市民生活全般にかかわります。そのため自治体の行政運営は、市民生活の向上に直結するものです。第一次地方分権改革から近時の地域主権改革を経て、わが国における地方行政の役割は大きく拡大し、市民生活の向上に向けて地方自治体はさらに重要な役割を担うことになっていきます。 この講義では、このような地方自治体を取り巻く状況の変化を踏まえて、地方行政と市民生活との法的な関係に関する理解を図るとともに、地方自治制度の枠組み、国、地方公共団体の役割分担、地方公共団体の行政活動等を学ぶことにします。さらに、今後、地方自治体がどのようにその役割を果たしていくべきかを考察します。 地方自治の現場の実務家としての経験もふまえて地方自治をめぐる法的諸問題の実際に関する授業を行い、地方自治に関する理論のみならず実務の認識を深めます。	憲法、行政法の基本的な理解を踏まえて、地方自治の歴史、今日的意義の理解を踏まえて、判例、具体的事例を素材として、地方自治制度に関する基礎的な法理論及び応用的法解釈の習得できる。	○										

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法学における基本的知識の体系的な理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によって的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢			
		必修	選択															
LG3305	租税法	2	3	なぜ租税(税金)というものがあるのだろうか。租税は、国・地方公共団体が国民に提供する諸々の公共サービスの為の資金を調達するために存在している。租税法は、その調達の方法やルールを定める法律である。 誰にどのように租税を課すか(負担させるか)については、いかなる公平性を確保するかが問題となる。より多く払える人に課すのか、より多くの公共サービスを受ける人に課すのか、さまざまな考え方が有り得る。さらに、政策の影響もあり得る。さらにこうして定立された租税法に対して、これをどのように解釈し適用すべきかという議論も生じ得る。 租税は、人の財産を強制的に国家に移転させるものである。租税法を学ぶことは、国家が不当に人の財産を取り上げることが抑制される効果もある。もちろん正しく納税することは国民の義務である。反面、課税庁の不当なあるいは誤った課税に対しては、きちんと対抗できる能力を身に付けることが望ましい。 そこで本講では、まず租税の体系を概観したうえで、比較的身近な租税についてその内容と論点について学習する。授業を通じて、正しく納税するひとりの国民としての能力を身に付けてほしい。	①租税法の仕組みと考え方の基本を身につけることができる。 ②基礎となる法的なもの(考え方、法の解釈、不服申立制度・裁判制度等)について身につけることができる。		◎		◎	○	○							
LG3306	行政法特講	2	3	本講義は、行政法総論で扱った内容の発展的な事柄について講義を行う。 この授業を履修することで、行政法についての体系的な理解とそれを踏まえた応用力だけでなく、他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によって的確に伝える能力を養うことができる。	①行政法総論および行政法経済法の基本的な事項を理解し、法的問題点を発見し表現することができる。 ②多肢選択式問題において、得た知識を活用し、正答を導き出し、正答の理論的根拠や関連判例等を説明することができる。		◎		○		○							
LG1102	民法総則 1	2	1	基礎法であり、われわれの生活に密着した内容を有するものである。しかし、他方で民法総則は、民法全体に通ずる通則を掲げるものであるから、抽象的な概念から成る壮大な構成物であり、そのことが初学者の躓きの石ともなっている。そこで、本講義では、学生諸君の興味をかきたてるために実例を用意し、時間の許す限り判例を取り上げ、事実関係を具体的に紹介することによって、民法と社会との接点を意識しながら、法概念相互の理論的・体系的関係を説明することに力を注ぎたい。民法総則の学習で培った成果(法的思考力・法的判断力、法の精神である正義・公平・博愛を尊重する心情)は、民事法のみならず他の法律学習においても広範囲に活用可能なため、是非真剣に学習してほしい。 なお、本講義は、カリキュラム・ポリシーに掲げる専門科目のなかの民法法科目(必修科目)に該当し、ディプロマ・ポリシーに掲げられているリーガルマインド、正義・公平・博愛の精神、実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力を身に付けることを重視している。	民法総則上の諸制度の意義・要件・効果の概略を理解し、日常生活で生起するトラブルを、法的に解決しうる糸口を、発見・提示できる能力を養うことができる。		○		◎	◎	◎							
LG1103	民法総則 2	2	1	「民法総則1」に引き続き、民法第一編、総則について講義する。民法は市民社会の基礎法であり、われわれの生活に密着した内容を有するものである。しかし、他方で民法総則は、民法全体に通ずる通則を掲げるものであるから、抽象的な概念から成る壮大な構成物であり、そのことが初学者の躓きの石ともなっている。そこで、本講義では、学生諸君の興味をかきたてるために実例を用意し、時間の許す限り判例を取り上げ、事実関係を具体的に紹介することによって、民法と社会との接点を意識しながら、法概念相互の理論的・体系的関係を説明することに力を注ぎたい。民法総則の学習で培った成果(法的思考力・法的判断力、法の精神である正義・公平・博愛を尊重する心情)は、民事法のみならず他の法律学習においても広範囲に活用可能なため、是非真剣に学習してほしい。 なお、本講義は、カリキュラム・ポリシーに掲げる専門科目のなかの民法法科目(必修科目)に該当し、ディプロマ・ポリシーに掲げられているリーガルマインド、正義・公平・博愛の精神、実社会で生起する様々な法的問題を正確に理解し、解決策を考える能力を身に付けることを重視している。	民法総則上の諸制度の意義・要件・効果の概略を理解し、日常生活で生起するトラブルを、法的に解決しうる糸口を、発見・提示できる能力を養うことができる。		○		◎	◎	◎							
LG2102	物権法	2	2	本講義では民法の担保法部分を除く物権編を扱う。物権法の総論的理解を中心とする。物権は物を支配する権利であるが、所有権だけに限らず、様々な権利が法律によって定められている。それらの物権の性質・物権の特徴を紹介し、その理解を前提として物権変動論にはいっていく。不動産物権変動と動産物権変動における違いを比較しながら、物権変動における意思主義・対抗要件主義の理解を図る。その後、所有権をはじめとする各種の物権についての各論に入っていく。物の取引安全に関する基本的な知識取得を目指す。 本講義はカリキュラム・ポリシーの中に掲げる専門科目の中の民法法科目に該当し、ディプロマ・ポリシーの中の法律学における基礎的知識の体系的理解とその応用力を養成し、リーガルマインドを養う。	①物権の特質をよく理解し、物権変動における公示の原則・対抗問題について理解できる。 ②やや複雑なケースにおける物権変動の問題点まで、理解でき、物の取引のルールを把握できる。		○		◎		◎							
LG2103	債権法総論 1	2	2	この授業は、債権総論のうちの前半部分——導入部分・債務不履行・債権の対外的効力を中心とする——を対象とする(講義の最後に、弁済その他、債権総論の後半部分を概観する)。債権総論のこの部分を理解するためには、民法総則の知識が前提となる。また、今後、契約法を理解するためには、債権総論のこの知識が前提となる。民法の財産法を理解するための、重要なリンクをなす分野なので、心して学習されたい。	債権法の法理論を学ぶと同時に、具体的な紛争事案を解決するための思考法を身につけることができる。		○		◎		◎							
LG2304	債権法総論 2	2	2	この授業は、債権総論を対象とするのは当然であるが、債権総論を理解するためには、民法総則の知識が前提となる。また、今後、契約法を理解するためには、債権総論の知識が前提となる。民法の財産法を理解するためのほぼ総まとめとなる分野なので、心して学習されたい。	債権法の法理論を学ぶと同時に、具体的な紛争事案を解決するための思考法を身につけることができる。		○		◎		◎							
LG3307	債権法各論 1	2	3	「民法第3編:債権 第3章:事務管理」・「同 第4章:不当利得」・「同 第5章:不法行為」の講義を行う。この分野は、公判判例集で見ると、民法関係の総裁判例のうちの約5割を占めているという、社会的には非常に重要な法制度である。受講者がこれらの法制度を理解し、簡単な紛争であれば自分自身で解決できるよう、制度理解、解釈論の習熟に努めることとする。	①契約法について、基本的な知識を習得することができる。 ②契約法の定めるルールについて、その内容、仕組み、趣旨等を理解できる。 ③契約トラブルの簡単な事例について、契約法のルールを使って解決法を考えることができる。 ④2017年に成立した民法の改正に関して、現行法と改正法とを比較し、現行法の問題点と改正の趣旨を理解できる。		○		◎		◎							
LG3308	債権法各論 2	2	3	「民法第3編:債権 第3章:事務管理」・「同 第4章:不当利得」・「同 第5章:不法行為」の講義を行う。この分野は、公判判例集で見ると、民法関係の総裁判例のうちの約5割を占めているという、社会的には非常に重要な法制度である。受講者がこれらの法制度を理解し、簡単な紛争であれば自分自身で解決できるよう、制度理解、解釈論の習熟に努めることとする。	①この分野の法制度の説明ができる。 ②事例問題が解くことができる。		○		◎		◎							

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法学における基本的知識の体系的理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢				
		必修	選択																
LG2305	担保法	2	2	本講義では物権法の習得を前提条件として、民法の物権編後半部である、担保物権を主として学ぶ。債権者平等原則による債権の履行の困難と担保の必要性を考える。その後物的担保の必要性と担保物権の通用性を理解する。さらに民法の物権編に規定された担保物権の検討に入る。留置権・抵当権・質権・先取特権の順で学習する。特に抵当権は重要である。譲渡担保、仮登記担保にも理解を広げる。最後に人的担保である保証の問題についても保証・連帯保証・根保証まで言及し、担保に関する総合的理解を図る。 本講義はカリキュラムポリシーの中に掲げる専門科目の中の民法法科目に該当し、ディプロマポリシーの中の法学における基礎的知識の体系的理解とその応用力を醸成し、リーガルマインドを養う。	担保の意義を理解し、特に抵当権の構造を理解することができる。							◎							
LG3309	親族法	2	3	本講義では、民法第4編「親族法」を取り扱います。一般に「家族法」の中の「親族法」と呼ばれている部分です。 親族法は、名前のとおり、親族(あるいはいわゆる「家族」)の関係に関するルールを定めています。「家族関係に法律なんて……」と思うかもしれませんが、家族が社会の最小単位であることを考えれば、社会を動かすためには、家族についても法律が必要であることはもともとといえるでしょう。 民法は、家族の関係を、特に結婚している男女の関係(=夫婦)と、夫婦の間に生まれた子と親との関係(=親子)に分けたうえで、それぞれについてのルールを定めています。ここでは、いわゆる核家族が想定されています。しかし、最近では、意識の変化に伴い、男女関係、親子関係は多様化しています。また、技術の発達により、これまででは考えられなかった方法で子どもが生まれることも起こってきています。これらの事情を想定していない民法のもとで、このような新たな状況にどのように対応していくかは、親族法の直面する問題の一つです。 本講義では、まず民法が中心に据える夫婦と親子に関するルールについて、その内容を勉強します。その後、上記のような現代的問題について、そこで繰り広げられている議論にも目を向け、現在の民法に起こっている問題について学びます。 本講義は、法学部のディプロマ・ポリシー【思考力・判断力・表現力】のうち、「法的思考力・法的判断力」および「実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力」を養うことを主な目的としています。また、カリキュラム上では、専門科目として、導入科目等で培われてきたこれらの能力をさらに高めることを目標とします。	①親族法について、基本的な知識を習得できる。 ②親族法の定めるルールについて、その内容、仕組み、趣旨等を理解できる。 ③親族法について生じている現代的問題を理解し、それらについて法的な視点から考えることができる。														
LG3310	相続法	2	3	本講義では、民法第5編「相続」を取り扱います。一般に「家族法」の中の「相続法」と呼ばれている部分です。 「相続」というと、何を思い浮かべるでしょうか。莫大な遺産を相続した、相続をめぐって家族の中で大めになった……、などをイメージする人が多いのではないかと思います。これらは間違いではありませんが、本講義の対象である「相続」は、こういった話にとどまりません。 人は、たくさんの権利や義務をもって生きています。すると、この人が死亡したとき、この権利や義務は持ち主を失うこととなります。ここで、これらの権利や義務をどうするか、つまり、死亡した人に代わって誰がどのように受け継ぐのか(あるいは、受け継がないのか)を決める必要が生じてきます。これが「相続」であり、このことについてのルールを定めているのが、相続法です。 本講義では、相続について民法が定めているルールの基本的な内容を勉強します。そのうえで、相続について現実には発生している紛争にも目を向け、そこで繰り広げられている議論を参照しつつ、相続法に生じている現代的な問題についても考えてみたいと思います。 また、相続法については、現在改正作業が行われており、速くうちに改正案が成立することが予想されています。本講義では、現行法を前提として授業を行います。改正にも適宜言及をする予定です(改正作業の進捗によって、改正法への言及の程度が変更される可能性があります)。 本講義は、法学部のディプロマ・ポリシー【思考力・判断力・表現力】のうち、「法的思考力・法的判断力」および「実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力」を養うことを主な目的としています。また、カリキュラム上では、専門科目として、導入科目等で培われてきたこれらの能力をさらに高めることを目標とします。	①相続法について、基本的な知識を習得できる。 ②相続法の定めるルールについて、その内容、仕組み、趣旨等を理解できる。 ③相続法について生じている現代的問題を理解し、それらについて法的な視点から考えることができる。														
LG3311	民法特講	2	3	民法学習の際、物権変動での登記の重要性については、十分認識したわけであるが、不動産登記についての規定は、ほとんどを不動産登記法にゆだねられている。不動産登記法は登記手続を定めるので、一種の手続法といえ、技術的色彩の強い法律である。 とはいえ、本講義では手続面ばかりでなく、登記の実体法上の効力から検討を始めたい。不動産登記の効力について、基礎的な理解から始め物権法との関係一対抗問題について判例まで検討範囲を広げる。公信力の問題を考察し、公信力が原則としてない我が国法制度下における登記を通じた不動産権原の保護・取引安全の実現方法を理解してもらいたい。これらの理解を前提として、登記手続各論に入っていく予定である。 サンプルを通じた登記簿の見方も、基本パターンから、やや複雑な権利関係が入っているパターンまで学習する。	①物権法・債権法の重要論点を理解し、法的問題点を表現することができる。 ②択一問題において、得た知識を応用し、正しい解答を導き出し、解答のプロセスを説明する分析力・判断力・説明力を獲得することができる。														
LG3312	民事訴訟法	2	3	民事訴訟とは、私法上の権利義務や法律関係をめぐる私人間の紛争を裁判所が法的に解決するための公権的強制的な紛争解決制度です。本講義は、民事訴訟の手続について定める「民事訴訟法」の基礎理論と基本的な手続の流れについて学習するものであり、訴えの提起から第1審の判決までを主な対象とします(当事者が複数の場合(いわゆる多数当事者訴訟)や上訴を除きます)。本科目は、カリキュラム・ポリシーに掲げる専門科目の中の民法法科目に該当し、最終的には、ディプロマ・ポリシーに掲げられているように、民事訴訟の基礎を体系的に理解し、民事訴訟法に関する基本的な問題を正確に捉え、それに対する法的・論理的に適切な解決策を提示することができるように、できるだけ具体的な事例を素材として、わかりやすく講義をすすめていきます。	民事訴訟手続の基本構造や民事訴訟法の専門用語を理解し、体系的な知識を修得することができる。														
LG3313	民事執行・保全法	2	3	本講義は、私法上の権利を実現するための手続である民事執行法について学習する。その中でも、特に強制執行手続を中心に扱う。また、民事保全法についても、簡単ではあるが説明する。 なお、本講義は、カリキュラム・ポリシーに掲げる専門科目の中の民法法科目に該当し、ディプロマ・ポリシーに掲げられている専門的・法的知識とリーガル・マインドを身につけることを重視している。	権利の強制的実現手続としての民事執行・保全について、全体の基本的な構造および手続の流れを理解できる。														

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に關する幅広い知識	②法律学における基本的知識の体系的理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢
		必修	選択												
LG3314	倒産法	2	3	テレビや新聞などでしばしば倒産のニュースが報じられるが、その際「破産」、「民事再生」といった法律用語が使われる。倒産は債務者が経済的に破綻したことをいうが、その場合、多数存在する利害関係人との間を包括的に処理することが必要になる。そのための制度が倒産処理手続と呼ばれるものであり、破産や民事再生はその代表的なものである。倒産処理手続を規律する法律は倒産法又は倒産処理法と名付けられているが、それは破産法、民事再生法といった個別の法律の総称であり、倒産法という個別の法律が存在するわけではない。現在、倒産法は重要な法分野となっている。この講義はこの倒産法を対象とするが、時間的な制約のため、最も古い歴史を持ち、しかも倒産処理手続全体の中核的な存在でもある破産手続を主に取り上げ、その手続の基礎を解説する。	①社会において倒産状態がどのように処理されるかを知ることができる。 ②倒産処理手続としてどのようなものがあり、それぞれどのような特色があるかを理解できる。		○					◎			
LG2306	商法総則・商行為法	2	2	商法総則・商行為法は、商法の総論部分と商行為法の内容について概説する科目である。 本講義では、まず商法の意義と特色について説明する。そして、商法の適用範囲を定める重要な概念としての商人と商行為の概念について説明する。商行為については、商法上の具体的な商行為のそれぞれについて、詳しく説明する。 そのうえで、商法総則の各制度(商号・商業登記・商業使用人・商業帳簿・営業譲渡)の内容と法的問題について概説し、さらに商行為の通則および商事売買に関する商法の規制の内容を民法の制度と比較して説明できるようにする。	①商法の意義と特色について説明することができるようになる。 ②商人と商行為の概念について説明することができるようになる。 ③商法総則の各制度の概要について説明することができるようになる。 ④商行為の通則および商事売買に関する商法の規制の内容を民法の制度と比較して説明できるようにする。		○					◎			
LG2307	会社法 1	2	2	会社法1は、会社法2とあわせて、会社法全体の内容を概説する科目である(会社法1が前半部分、会社法2が後半部分に当たる。)。本講義は、会社法の内容のうち、「会社の概念」、「会社の種類」、「株式会社の設立」、「株式会社の機関(株主総会・取締役会・代表取締役)」について概説する。 「会社の概念」においては、法的な意味で会社とは何かについて説明する。「会社の種類」においては、会社法上の4つの種類の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社)の異同について説明する。「株式会社の設立」においては、設立手続の概要と設立に関する法的問題について説明する。「株式」においては、株式の意義、株式に関する会社法上の諸制度と法的問題について説明する。「株式会社の機関」においては、株式会社の機関のうち、株主総会・取締役会・代表取締役の制度について説明する。	①法的な意味で「会社とは何か」について説明できるようにする。 ②会社の種類とその異同について説明できるようにする。 ③株式会社の設立手続の概要について説明できるようにする。 ④会社法上の株式に関する諸制度の概要について説明できるようにする。 ⑤株主総会・取締役会・代表取締役の制度の概要について説明できるようにする。		○					◎			
LG3315	会社法 2	2	3	会社法2は、会社法1とあわせて、会社法全体の内容を概説する科目である(会社法1が前半部分、会社法2が後半部分に当たる。)。本講義は、会社法の内容のうち、「取締役と会社との関係」、「取締役の責任」、「株主代表訴訟」、「株式会社の監査制度等」、「指名委員会設置会社等」、「株式会社の計算」、「株式会社の資金調達」、「事業譲渡」、「組織再編行為」について概説する。 「取締役と会社との関係」においては、取締役の義務・競争取引規制・利益相反取引規制について説明する。「取締役の責任」においては、取締役の会社に対する責任および第三者に対する責任について説明する。「株主代表訴訟」においては、株主代表訴訟制度の概要について説明する。「株式会社の監査制度等」においては、監査制度の概要および監査役・会計監査人・会計参与について説明する。「指名委員会等設置会社等」においては、指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社について説明する。「株式会社の計算」においては、会計帳簿・計算書類および剰余金の配当について説明する。「株式会社の資金調達」においては、株式会社の資金調達方法と募集株式の発行に関する法的問題について説明する。「事業譲渡」においては、事業譲渡に関する規制について説明する。「組織再編行為」においては、合併・会社分割・株式交換・株式移転に関する規制について説明する。	①取締役と会社との関係に関する法的規制について説明できるようにする。 ②取締役の会社および第三者に対する責任について説明できるようにする。 ③株主代表訴訟の制度の概要について説明できるようにする。 ④株式会社の監査制度等について説明できるようにする。 ⑤委員会が存在する株式会社の運営形態について説明できるようにする。 ⑥株式会社の計算規制の概要について説明できるようにする。 ⑦募集株式の発行を中心とする株式会社の資金調達制度について説明できるようにする。 ⑧事業譲渡・組織再編行為の制度の概要について説明できるようにする。		○					◎			
LG2308	手形法・小切手法	2	2	手形や小切手は電子決済等の発達により、その実務的効用が薄れつつあります。電子決済は大企業に手形や小切手を利用するインセンティブを失わせる一方で、依然中小企業においては活発に利用されています。手形・小切手のトラブルに関する類型は判例法理や学説で出尽くし感があるものの、これらの制度を学ぶことは、手形法・小切手法のみならず、民法の債権法等の基礎や法的な考え方を学ぶことが可能です。こういった伝統的な決済を学ぶことに加え、有価証券の定義や電子決済、このところよく報道される仮想通貨についても概観を触れていきます。	①手形法・小切手法の学習を通じて、有価証券法理を理解できる。 ②手形・小切手の決済機能の学習を通じて、近時のデビット等の電子決済を発展的に理解できる。		○					◎			
LG3316	金融商品取引法	2	3	本講義では、主として株式市場を規律する金融商品取引法を学びます。株式市場という「投資」や「投機」といった言葉が思い浮かび、自分には無関係だと思いがちかもしれませんが、年金や銀行預金など私たちの様々な資産が間接的に株式市場に投資されています。このように株式市場は、私たちの貴重な資産運用の場となる一方で、企業が設備投資や企業買収を行う際に必要となる資金を調達する場でもあります。資産を運用する市場参加者と企業が株式市場にどう接していくのか、そのルールと制度を詳しく学習していきます。	証券市場での有価証券の発行や売買などについて規定した「金融商品取引法」について理解できる。		○					◎			
LG3317	保険法	2	3	私たちは、火災、交通事故や病気といった実に多種多様な「危険」に囲まれて暮らしています。しかし、「保険」が存在するおかげで、いざ危険な場面に出くわしたとしても、日常生活を維持することができます。つまり、「保険」は、日々の暮らしにおいて、必要不可欠な存在なのです。しかし、大きな金銭がからむ制度ですから、保険は、きな臭い話と隣り合わせでもあります。ドラマの世界を彷彿とさせるような保険金殺人事件は現実にも発生しているのです。そういった事件にいかに対応し、健全な制度を実現するかは、法律が担うべき重要な課題です。本講義では、保険契約に関する、様々な法律問題について分かり易く解説することとします。	①保険法に関する基本的な知識を身に付けることができる。 ②保険契約にまつわる問題を解決できる思考力を身に付けることができる。		○						◎		
LG1104	刑法総論 1	2	1	刑法総論1では、犯罪の構成要素と刑罰の内容を、順次、説明していきます。法律家が刑罰権を行使する際には、刑法の各条文を正しく「理解」して、これを「適用」するための能力が必要となります。刑法総論では、抽象的な犯罪理論が中心となるため、一般の人には難解なことも多いでしょう。私の授業では、なるべく具体例を用いて分かりやすく説明します。刑法学の枠組みはほとんど修得すれば、そのまま犯罪論全体に適用できますが、最初のあたりは、一定の基礎知識を修得する必要があります。また、具体的事案を処理するための応用力が要求されるので、ときには演習問題も解いてみたいと思います。なお、この授業は、法学部の専門科目の中で刑事法科目に属しており、ディプロマポリシーの中にもある「専門的法知識」と「リーガル・マインド」を身に付けることを重視しています。	①重要な学説や判例を正しく理解して、その内容を自分の言葉で他人に説明できる。 ②具体的事案を解決するために必要な法律知識を身に付けることができる。 ③自分が正しいと思う結論に至った根拠を示すことができる。		◎					◎			

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法学における基本的知識の体系的理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢
		必修	選択												
LG2104	刑法総論 2	2	2	刑法総論2では、刑法総論1に引き続いて、犯罪の構成要素と刑罰の内容を、順次、説明していきます。法律家が刑罰権を行使する際には、刑法の各条文を正しく「理解」して、これを「適用」するための能力が必要となります。刑法総論では、抽象的な犯罪理論が中心となるため、一般人には難解なことも多いでしょう。私の授業では、なるべく具体例を用いて分かりやすく説明します。刑法学の枠組みはいったん修得すれば、そのまま犯罪論全体に適用できますが、最初のあいだは、一定の基礎知識を修得する必要があります。また、具体的な事案を処理するための応用力が要求されるため、ときには演習問題も解いてみたいと思います。なお、この授業は、法学部の専門科目の中で刑事法科目に属しており、ディプロマポリシーの中にもある「専門的法知識」と「リーガル・マインド」を身に付けることを重視しています。	①重要な学説や判例を正しく理解して、その内容を自分の言葉で他人に説明できる。 ②具体的事案を解決するために必要な法律知識を身に付けることができる。 ③自分が正しいと思う結論に至った根拠を示すことができる。		◎			◎	○	○			
LG2309	刑法各論 1	2	2	「刑法総論」が「どのような場合に違法と評価されるのか?」「共犯にはどのような種類があるのか?」といった、すべての犯罪に共通する問題を扱うのに対して、「刑法各論」では、「コピーは文書偽造罪における文書といえるのか?」といった各犯罪個別の問題や「他人を困らせるつもりで他人の物を持ち出して破壊した場合には窃盗罪になるのか、それとも器物損壊罪になるのか?」といった各犯罪相互の関係など、個別具体的な犯罪類型に関する問題を扱います。本講義(刑法各論1)では、刑法各論の前半部分にあたる、生命・身体に対する罪から財産犯の前半部分(窃盗罪まで)を扱います。理論的な問題に合わせて、重要判例を紹介しつつ講義を進めます。なお本講義は、法学部ディプロマポリシーのうち、「法学における基礎的知識の体系的理解およびその応用力」を身に付けることで「リーガルマインド」を涵養し、「実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力」を養うことを目的としています。	①個々の犯罪の成立要件及び犯罪相互の関係、重要判例について基礎的な知識を身に付けることができる。 ②それらを事例にあてはめて説明し、理由を付した上で自身の考えを明らかにできるようにする。		◎			◎	○	○			
LG3318	刑法各論 2	2	3	「刑法総論」が「どのような場合に違法と評価されるのか?」「共犯にはどのような種類があるのか?」といった、すべての犯罪に共通する問題を扱うのに対して、「刑法各論」では、「コピーは文書偽造罪における文書といえるのか?」といった各犯罪個別の問題や「他人を困らせるつもりで他人の物を持ち出して破壊した場合には窃盗罪になるのか、それとも器物損壊罪になるのか?」といった各犯罪相互の関係など、個別具体的な犯罪類型に関する問題を扱います。本講義(刑法各論2)では、刑法各論の後半部分にあたる、財産犯の後半部分(強盗罪以降)から放火罪、文書偽造罪等の社会的法益に対する罪、公務執行妨害罪等の国家的法益に対する罪までを扱います。理論的な問題に合わせて、重要判例を紹介しつつ講義を進めます。なお本講義は、法学部ディプロマポリシーのうち、「法学における基礎的知識の体系的理解およびその応用力」を身に付けることで「リーガルマインド」を涵養し、「実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力」を養うことを目的としています。	①個々の犯罪の成立要件及び犯罪相互の関係、重要判例について基礎的な知識を身に付けることができる。 ②事例にあてはめて説明し、理由を付した上で自身の考えを明らかにできるようにする。		◎			◎	○	○			
LG3319	刑事訴訟法 1	2	3	新聞・TV・スマートフォンを通して、「Xが殺人を犯した疑いで逮捕された」とか、「Yが強盗の罪で起訴された」など、事件に関する報道を目にすることがあるだろう。ドラマ・映画や小説・漫画などでも、刑事事件をテーマにしたものが多くみられる。では、実際に、どのような流れで事件が処理されていくのか?考えてみてほしい。犯罪が起こった場合には、その事実を解明し、犯人に対して適切な刑罰を科すことが求められる。その一連の手續に関するルールを定めたものが刑事訴訟法である。本講義では、刑事手續の流れを順に説明し、特に捜査段階で生じる重要な問題について、検討する。	刑事手續の流れを正確に把握し、捜査における基本的なルールを身に付けることができる。その上で、捜査段階で生じる様々な問題について、自分自身で解決に向けて考える力を養成できる。		◎			◎	○	○			
LG3320	刑事訴訟法 2	2	3	新聞・TV・スマートフォンを通して、「Xが殺人を犯した疑いで逮捕された」とか、「Yが強盗の罪で起訴された」など、事件に関する報道を目にすることがあるだろう。ドラマ・映画や小説・漫画などでも、刑事事件をテーマにしたものが多くみられる。では、実際に、どのような流れで事件は処理されていくのか?考えてみてほしい。犯罪が起こった場合には、その事実を解明し、犯人に対して適切な刑罰を科すことが求められる。その一連の手續に関するルールを定めたものが刑事訴訟法である。本講義では、刑事手續の流れを順に説明し、特に公訴・公判段階で生じる重要な問題について、検討する。	刑事手續の流れを正確に把握し、公訴・公判手續における基本的なルールを身に付けることができる。その上で、公訴・公判段階で生じる様々な問題について、自分自身で解決に向けて考える力を養成できる。		◎			◎	○	○			
LG3321	刑事政策	2	3	新聞・TV・スマートフォンなどを通して、犯罪に関する報道を目にしない日はないだろう。では、①なぜ人は犯罪を犯すのか?、②犯罪者を罰するのはなぜだろうか?、③犯罪者はどのような処遇を受けているのか?について、考えてみたことはあるだろうか。このことを考察するのが刑事政策である。本講義の前半部分(犯罪学)では、わが国の犯罪状況を概観し、人が犯罪を犯す原因とは何かについて、説明する。後半部分(刑事政策)では、犯罪者を罰するのはなぜか、犯罪者をどのように処遇するのが適切かについて、焦点を当てる。	わが国の犯罪状況および犯罪原因を把握し、犯罪対策の現状と課題を身に付けることができる。その上で、刑事事件に関するニュースについて、「何が問題となるのか」を理解できる。		◎			◎	○	○			
LG3322	刑法特講	2	3	刑法特講では、問題演習を通じて刑法総論・各論の重要知識を確認しつつ、応用力を養い、併せて公務員等の試験にも対応できる力の獲得を目指す。法学における基礎的知識の体系的理解およびその応用力を身に付け、リーガルマインドを涵養する。	①刑事法の重要論点を理解し、法的問題点を表現することができる。 ②択一問題において、得た知識を応用し、正しい解答を導き出し、解答のプロセスを説明する分析力・判断力・説明力を獲得することができる。		◎			○	○	○			
LG3323	労働法 1	2	3	この講義は、労働法の基礎知識を身に付け、労働法の基本的な法的問題を考える力を涵養することをめざします。最新の判例の検討等を通じて、労働法を支えるわが国の雇用のあり方や労使関係の現実を照らしながら、法的問題についての解決方法を学習していきたいと考えています。労働法が生まれた歴史的背景やわが国の雇用構造などを学び、続いて、労働法の法的構造を分析するための基本的な概念について学習します。	労働法の構造と基礎概念を身に付け、労働法の全体像を把握して、社会人として必要な基礎知識を習得できる。		○			◎	◎				
LG3324	労働法 2	2	3	この講義は、労働法の個別的領域である労働契約を中心とした具体的な法的問題について学習して、最近の問題である女性労働や非正規雇用の法的問題について学習します。そのうえでさらに、労働組合と使用者との関係である集団的労働法の法的問題について学習します。そして講義の最後として、様々な労働紛争の解決方法について学習します。	具体的な労働法の事案について考察しながら、労働法の法的問題点を整理でき、最新の判例を理解しながら、具体的事例を整理・検討できる能力を涵養できる。		○			◎	◎				
LG3325	社会保障法	2	3	少子、超高齢化社会を迎えたわが国において、社会福祉、医療、年金などの社会保障の重要性が増大している。また、これらに関わる法律は多数あり、法制度を理解することがとても重要である。ここでは、社会保障に関わるそれぞれの法律について、役割、必要性などを解説する。	社会保障についての法制度を理解し、社会保障をめぐる様々な法的問題を解決する能力を養うことができる。		○			◎	◎				

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法学における基本的知識の体系的理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢		
		必修	選択														
LG3326	経済法	2	3	経済法という概念は広い概念であり、この中には様々な分野が考えられるが、独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)を中心として講義を展開する。独占禁止法の基本を独占禁止法の全般にわたって概観していくが、重要度・理解度などを考慮しつつ、メリハリをつけて解説する。独占禁止法の基本的な枠組み・考え方を理解した後、事例問題も検討する。	・独占禁止法の基本構造を理解できる。 ・競争政策の重要性を知ることができる。		○					◎					
LG3327	知的財産法	2	3	「知的財産権」とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」をいう(知的財産基本法)。21世紀における経済社会において、知的財産はもっとも重要な競争力の源泉である。本講義では、特許権や著作権をはじめとした各権利について、それぞれの保護対象・要件、取得手続、帰属、効力、侵害に対する救済方法といった特色を概観する。また、各権利の活用方法についても可能な限り扱う。	①知的財産制度の基礎知識を取得するとともに、各自のキャリアに合わせて様々な局面で用いることができる。 ②様々な種類の知的財産権を活用したり、また他人の知的財産権を侵害するリスクを避けるために必要な知見を取得することができる。		○				◎						
LG3328	国際知的財産法	2	3	本講義では、知的財産権の国際性を踏まえた上で、知的財産権の国際的保護にかかわる代表的な国際法源の沿革、基本原則や今後の方向性を扱う。最近の国際法源についても触れる。また、国家間の国際的知的財産紛争の解決方法についても概観する。そして、国際法源と国内法との関係、知的財産権にかかわる私人間の国際的な紛争解決方法について、具体的な事例を交えつつ学習していく。	知的財産権の国際的保護のための国際法源や関連する日本法についての基礎知識と、国際的知的財産紛争の解決のために必要な知識と法的思考力を習得することができる。		○				◎						
LG3329	情報法	2	3	情報技術(IT)は、パソコン、携帯電話、インターネットなど、私たちの生活を支える有用な技術となっている。しかし、昨今、情報セキュリティの電子技術やマネジメントに関連する問題だけではなく、電子化された個人情報やプライバシーの保護、ネット上での本人確認、電子商取引の安全かつ円滑な運営、デジタルコンテンツの知的財産権保護、サイバー犯罪(ネット犯罪)への対応、ネット上の言論活動をめぐる様々な問題が発生している。 そこで、本講義では、表現の自由に関する一般理論をふまえて、マス・メディアと報道・取材の自由の問題、名誉・プライバシーの保護、情報公開に関する問題、個人情報とその保護の問題、情報法と隣接法などについて取り扱う。具体的には、実社会で問題となった事例や判例を紹介し、論点を理論的・実践的に整理・理解しながら、より専門的・複合的な争点や政策的な課題について考察する。ひいては、情報化社会に生きる者として求められる必須の素養や知識を習得し、これからの時代を生きていくために必要な考え方や幅広い教養を身につける。本講義では、情報法の分野で、法学部法学科の3つのディプロマシー(知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性)の取得を目指す。	① 情報化社会において、情報と法はどのような関係にあるかを理解し、情報技術の利用によって発生する法的諸問題を適切に分析・検討することができる。 ② 情報化社会における法的課題とは何か、今後どのような立法的解決が必要かなどを的確に指摘・検討することができる。					◎							
LG3330	環境法	2	3	高度に発展した現代社会においては、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、資源枯渇などの環境問題がますます深刻さを増している。それに加えて、現代人の生活環境の影響により、騒音、振動、悪臭、土壌汚染なども問題となっている。社会の持続可能な発展のためには、これらの環境を悪化させる要因を除去・防止し、環境を保全することが私たち人間社会の大きな課題である。そこで、このような課題に対処するために、環境に関する様々な法律や条約が定められている。環境に関わる法律としては、国の環境政策の基本的方向を示す「環境基本法」をはじめとして、「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物処理法」などの各環境関連法が定められている。また、地球環境に関わる国際条約としては、「京都議定書」、「気候変動枠組み条約」などがある。本講義では、まず、今日における環境法の生成過程を概観しながら、環境法の意義や基本原則などを学ぶ。その後、各環境関係法について個別に学んでいく。また、事例学習として、重要な環境判例を取り上げ、環境紛争とその法的解決方法について考える。	①環境法の意義や基本原則を理解し、個別の環境関連法や国際条約の内容を知ることができる。 ②環境問題に関する新聞記事や裁判例を読み、その法的な解決方法を検討することができる。 ③環境法の理解を通して、社会に役立つ法的素養を身につけることができる。		○				◎						
LG3331	消費者法	2	3	消費者法は、さまざまな消費者問題に対応するために、新たに制定された特別法(消費者契約法、特定商取引法、消費者安全法、消費者裁判手続特例法など)のほか、別の目的で制定された既存の法律に消費者保護の規定を取り入れたもの(旅行業法、食品衛生法、宅地建物取引業法など)や、民法・商法・行政法・手続法・刑法など一般法上の、消費者問題にかかわる諸規定・制度、さらには、地方公共団体の条例や規則等にまで、消費生活にかかわるさまざまな形式の法から成り立っている。「消費者保護に関する法規の総体(複合体)」です。したがって、消費者法は、「消費者法」という独立の法典として存在するものではありません。 この授業では、まず、理解しにくい消費者法の全体像(消費生活にかかわる法の総体)について概説するとともに、消費者基本法によって、消費者法体系の基礎におかれている消費者像や、基本理念・基礎概念・定義等について学習します。また、消費者関連特別法とそれに対する一般法としての民法、民訴法、行政法等との関係を考察して、消費者法の輪郭を明らかにし、さらに、消費者法の中心を形成している、消費者契約法(不当な勧誘、説明・情報提供義務、不当な契約条項等)、特定商取引法(訪問・電話勧誘販売、キャッチセールス、マルチ商法、通信販売、インターネット販売等)など、個々の一般消費者法の目的・内容・機能等について学習します。 次いで、個々の特別な消費者問題として、貸金・金融商品取引(サラ金、投資取引)、不動産取引(欠陥住宅・マンション問題)、医事紛争(医療事故)、製品の安全(薬害訴訟、電化製品による事故等)、不当な広告や偽装表示(誇大広告や食品表示・メニューの偽装)などのほか、消費者団体訴訟について、実際に社会で多発している具体的な消費者問題ごとに、できるだけ多くの判例・事例を検討しながら、特別消費者法の対応状況や裁判所の判決を考察し、実際の消費生活にあてはめて問題解決の方法を探求します。	①消費者法とそれに対する一般法としての民法・民訴法・行政法等との関係(消費者法の輪郭)、消費者法を形成している個々の特別消費者法の目的、内容、機能等(消費者法の内容)について理解することができる。 ②金融商品取引、不動産取引など具体的な消費者問題ごとに消費者法がいかに対応しているか(消費者法の実働)理解することができる。 ③具体的事案について適用すべき法が消費者法であることを見つける力を身につけることができる。		○				◎						
LG2310	現代法特論	2	2	昨今のニュース番組を見ると、国際問題、環境問題と様々な問題、課題が目につくことであろう。この授業では、そのような問題や課題を、法律をとおして総合的に理解をし、解決に向けた方法を考えていきます。	法律を含め、現代における様々な事象について自らが考え、課せられた問題、課題を解決できるよう総合的に理解、判断することができる。		◎					◎					

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法学における基本的知識の体系的理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によって的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢
		必修	選択												
LG2311	国際法 1	2	2	<p>本講義では、国家間の関係を規律する法としての国際法に関する理解を深め、国際社会におけるさまざまな問題について法的な視点に基づいて分析するための基礎的な知識を身に付けることを目的とする。とりわけ、国際社会の構造に裏づけられる国際法の特徴を、国際法の法源、国際法の主体、国家の基本的権利義務などの論点を通じて学修していく。授業のなかでは具体的事例にふれながら、国際法の理論体系と現代的課題について検討を行っていくこととする。</p> <p>また、本講義では毎回の授業においてCCSを利用した小テストを行い、知識の定着を図っていくこととする。</p> <p>本講義を通じて、本学法学部のディプロマポリシーのなかでも、とりわけ学生の「法学における基本的知識の体系的理解およびその応用力」「リーガル・マインド」「実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力」を涵養していくこととしたい。</p> <p>本講義は、本学法学部のカリキュラムポリシーにおける「法学の体系的理解をめざす」科目群の一部として位置づけられる。また、CCSを利用した小テストを行うことで、カリキュラムポリシーにおける「ICT技術の活用」による「学生の主体的な学びを引き出す」ことの実現をも図るものである。</p>	国際社会のなかで生じるさまざまな問題に対応する法的な規律のあり方とその基本的な考え方を学修することで、日常生活のなかでふれる国際関係の新聞記事・ニュース報道などについて、法的な視点に基づいて自ら問題の背景を理解し、具体的な解決方法を考えるための基礎的な力を身に付けることができる。		○		○		◎				
LG2312	国際法 2	2	2	<p>本講義では、国際社会における外交的課題に対する国際法の規律の現状と課題について理解を深めることを目的とする。とりわけ、海洋、人権・人道、環境、安全保障などに関する国際社会の課題を国際法的視点から理解できるように学修していく。また、授業の中では判例・事例問題をとりあげながら、国際紛争を法的に解決するための論理構成について検討を行っていくこととする。</p> <p>また、本講義では毎回の授業においてCCSを利用した小テストを行い、知識の定着を図っていくこととする。</p> <p>本講義を通じて、本学法学部のディプロマポリシーのなかでも、とりわけ学生の「法学における基本的知識の体系的理解およびその応用力」「リーガル・マインド」「実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力」を涵養していくこととしたい。</p> <p>本講義は、本学法学部のカリキュラムポリシーにおける「法学の体系的理解をめざす」科目群の一部として位置づけられる。また、CCSを利用した小テストを行うことで、カリキュラムポリシーにおける「ICT技術の活用」による「学生の主体的な学びを引き出す」ことの実現をも図るものである。</p>	国際法の基礎的学修内容をふまえたうえで、国際法の発展的論点についての理解を深めていくために、具体的事例にふれながら国際問題の解決方法について法的な視点から検討していくことで、国際問題に関する自らの意見を国際法的理解に基づいて構築できる。		○		○		◎				
LG3332	国際機構法	2	3	<p>本講義では、国際連合(国連)を中心とした国際機構が国際社会においていかなる役割を果たしているのかについて、国際法の観点から学修する。とりわけ、国際機構の設立文書の法的性格や国際機構の意思決定プロセスの特徴を理解したうえで、国際機構の活動の現状と課題を法的な視点からとらえることができるようになることを目的とする。授業では具体的事例にふれながら、国際機構を活用した多国間外交における現代的課題について検討していくこととする。</p> <p>また、本講義では毎回の授業においてCCSを利用した小テストを行い、知識の定着を図っていくこととする。</p> <p>本講義を通じて、本学法学部のディプロマポリシーのなかでも、とりわけ学生の「法学における基本的知識の体系的理解およびその応用力」「リーガル・マインド」「実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力」を涵養していくこととしたい。</p> <p>本講義は、本学法学部のカリキュラムポリシーにおける「法学の体系的理解をめざす」科目群の一部として位置づけられる。また、CCSを利用した小テストを行うことで、カリキュラムポリシーにおける「ICT技術の活用」による「学生の主体的な学びを引き出す」ことの実現をも図るものである。</p>	国連が国際社会において果たしている役割を法的な観点から理解し、説明することができるようになる。適切な国際機構の活動のあり方について自らの意見を述べることができる。		○		○		◎				
LG3333	国際私法	2	3	<p>国際取引、国際結婚・離婚、国際養子縁組、国際不法行為、国際知的財産権など、国際的な私法生活関係が増加している。本講義では、複数国にかかわりを有する、渉外的私法生活関係に適用されるべき法の決定過程や適用過程を扱う。春学期の講座は序論、総論および国際民事訴訟をカバーし、国際私法各論は秋学期の国際私法2にて扱う。</p>	①国際私法の意義、目的、性質、法源、沿革などを学ぶと同時に、国際私法の適用過程と独自の法技術を習得することができる。 ②基礎的知識を理解・習得して、具体的な渉外的な事例において、国際私法を適用して解決するための基礎的な能力を身につけることができる。		○		○		◎				
LG3334	国際取引法	2	3	<p>本講義では、国際ビジネスに関する様々な法律を概観的に学ぶ「総則」の位置づけです。日本の企業は、国際間の取り決めや商習慣によって契約、売買、資金決済のプロセスを経て、そのビジネスをグローバルに展開しています。しかし、その国際取引は必ずしも常に成功するものではなく、資金決済の事故や製造物責任等の国家間をまたぐ紛争に巻き込まれることもあります。その契約・取引のプロセスと国家間の企業紛争解決、国際ファイナンスを系統立てて、教科書に沿って学んでいきます。</p>	①売買、支払い、運送を中心に国際ビジネスの基礎が理解できる。 ②国際取引における紛争の解決方法を理解できる。 ③ローンやデリバティブ等のファイナンスの概観を理解できる。				○		◎				

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法学における基本的知識の体系的な理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によって的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢				
		必修	選択																
LG3335	法哲学	2	3	「法哲学」などと聞くと、実定法のときは別の頭で日頃なじみのない難しい考え方を覚えるのが大変そう、と身構えてしまう人がいるかもしれません。またとすれば、頭の使い方を切り替えようとするあまり、法哲学の時間になると、たとえば次のような紋切型に囚われてしまう人もいられるかもしれません。「私たちの自由や権利と権力というものは本来いけば水と油の関係で、自由や権利を守ることからいって権力なんてものはなければいかに越したことはないのに、それもまったくなくなると自由気ままに悪事を働く人たちが野放しになってそれ以外の人たちの自由や権利がないがしろにされてしまうから、その悪事を抑圧するべきで仕方なくある必要悪なのだ」というように。ですがお気づきのとおり、これはこれまで学んできた実定法の前提や内容とは相容れないものでしょう。 この講義では、そうではなく、法学部生に相応しい仕方でも国家や社会のあり方を捉える方向に頭を切り替えたいと思います。すなわち、みなさんにとって実はこれまで空気のようにあつて当たり前だったこと、つまり、主権(国内では唯一絶対の権力)という取扱注意の危なっかしい代物をわざわざ割り出し、法というこれまた(学ぶだけでも骨の折れる)扱ひの面倒なものをい用することでそれを公権力として使いこなすというまどろっこしいやり方が、他に比べてよりよく私たちの自由や権利を保障する(つまり、正義を実現する)のに役立つ仕組みだと考えられ、大切にされてきたということ(いわゆる「近代法秩序」)、そのことの合理性を確かめるという方向です。これはもちろん、変に頭の使い分けをして独特の用語を覚えるというようなことではありません。むしろ、これまで学んできた事柄を活かしつつ、それらの基礎にある考え方を理解する(ことでそれらの理解を深める)ところにつながります。このようなことを全体の柱として、それにまつわる法哲学上のいくつかの論点について、みなさんとともに考えていきたいと思います。なお、抽象的な言葉だけでは内容が掴みづらいということもあろうから、具体的な例としていくつか映像資料を用いる予定です。	・法制度がその解決に携わるべき正義問題のあり方を把握できる。 ・主権の確立、公私の区別が、自由や権利の実現に果たす役割の重要性を理解できる。 ・主な正義論の概要を理解できる。 ・近代的人間観とは異なる観点から、法制度と関わる人間のあり方について捉えなおしてみることができる。 ・諸々の利害関係や力関係を視野に収めて、法制度設計や社会問題の把握をすること、問題解決に向けた考察をすることができる。														
LG3336	法社会学	2	3	法学という学問領域は、憲法学、民法学、刑法学等の実定法学と、法哲学、法史学(法制史)、法社会学等の基礎法学の二つに大きく分けられる。実定法学が様々な紛争解決や行政・企業活動等の実践に資することを目的とする学問であるとするならば、基礎法学は、その紛争が発生する社会背景、法が生成・変化する過程(法過程)、法をめぐる人々の意識・行動(法意識・法行動)等の法と社会の関係を理論的に分析する学問と言えるだろう。したがって、実定法学と基礎法学の関係性は医学における臨床医学(どのようにして患者を治療するか)と基礎医学(なぜその症状が生じたのか・生じているのか)になぞらえることができる。本講義では、まず学問としての法社会学の歴史的文脈を踏まえた上で、現代日本における法と社会のあり方について、法学における理論と実践の相互参照を重視しながら、関連する時事問題等を取り上げ解説する。	①社会に出て、いろいろな法律問題に直面した場合に、何が問題になっているのかを正しく受け止め、それに対する適切な解決策を見出すことができる。 ②法律の解釈を通じて学ぶとしても、法律を運用する人の考え方・感じ方の違い、そしてそれがなぜそうなのかという理由を理解し、これからグローバル化が進むと思われる社会に出て、それらの知識を身に付けて考え、問題を解決できる視点を養うことができる。														
LG3337	外国法	2	3	主として刑事法をめぐるいくつかのテーマを題材として、諸外国の法制度について学ぶとともに、それらが日本の法制度に与えた影響、日本の法制度との違いとその歴史的・社会的背景について概説します。本講義は、法学部ディプロマポリシーのうち、「人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識」を身につけるとともに「法学における基礎的知識の体系的な理解およびその応用力」を養うことで「実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力」をつけることを目標としています。また、毎回ワークシートを書いてもらうことで「他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によって的確に伝える能力」も身につけることができます。	①法制度は各国の歴史、社会状況に応じて大きく異なることを知り、法制度には唯一正しいものが存在するわけではないことを認識できる。 ②現在の日本の法制度は外国から大きな影響を受けて作り上げられてきたことを知った上で、新しく生じる問題に対しても比較法的な視点をもって考えることができる。														
LG2313	法律学特論	2	2	現代における様々な法律問題を、あらゆる視点から(たとえば賛成の立場、反対の立場)見つけ出せることができるが、それをグループで討論を行うなどして、自らが問題提起をしたり、解決ができるような能力を身につけられることを目指します。	社会における様々な事柄を考え、法律やルールが、どのように関連づけられるのかを理解し、それを利用して解決することができる。														
LG2314	比較政治学	2	2	本講義は、比較政治学の基本的分析枠組みを理解し、その分析手法を修得することを目的に、比較政治学の諸理論、およびその理論的動向について検討する。 具体的には、諸外国の政治行動と政治の仕組みに関し、その類似点と相違点を探ることによって一般理論を構築する比較政治の手法を習得するために、とりわけ国際社会に多様な形で存在する政治制度、政府形態、政治体制(非民主的体制と現代民主政)、あるいは近年の政治変容を、特に欧米主要国と私たちの暮らす東アジア諸国とを中心に比較検討する。 なお、本講義は、カリキュラム・ポリシーに掲げる専門科目の中の政治学科目に該当し、社会の持続的発展に貢献できる視野の広い人材の育成を目標とするディプロマ・ポリシーを達するため、情報収集・分析力、論理的思考力等の技能を身に付けるとともに、本講義の学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢を育むことを目的とする。	①政治学の基礎的な知識を前提とし、比較政治学の諸理論、および基本的分析枠組みが理解できる。 ②授業で学んだ諸理論や枠組みを援用して、諸外国の多様な現実政治を複眼的な視点から実証的に分析できるスキルが修得できる。														
LG2315	国際政治学	2	2	本講義は、国際政治の歴史・理論の基本事項を講義する。第一に、国際社会の誕生から二度の世界大戦を経て冷戦、ポスト冷戦へと至る国際政治史を概観する。第二に、世界大戦を契機に確立された国際政治学の理論について、基本的アプローチとしてのリアリズムとリベラリズムを解説し、併せてその他の代表的諸理論を解説する。 なお、本講義は、カリキュラム・ポリシーに掲げる専門科目の中の政治学科目に該当し、社会の持続的発展に貢献できる視野の広い人材の育成を目標とするディプロマ・ポリシーを達するため、情報収集・分析力、論理的思考力等の技能を身に付けるとともに、本講義の学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢を育むことを目的とする。	国際政治の歴史・理論の基本事項を解説し、現代国際政治の全体像を理解することができる。														
LG3338	行政学	2	3	多様な行政サービスを提供するなど、行政は私たちの生活に大きな影響を与えています。本講義では、できる限り実際の事例や問題に取り上げながら、行政の役割と活動、仕組みについて理解するとともに、行政を観察し、分析する学問である行政学の基礎理論を学びます。	行政に関する基礎知識および行政学の諸理論を理解し、行政学的観点から社会を読み解く力を身に付けることができる。一市民として、社会と行政のあり方に対する自らの考えを主体的に展開し、社会に参画できるようになる。														

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法学における基本的知識の体系的理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢	
		必修	選択													
LG3339	政治外交特講	2	3	<p>本講義は、「国際政治」の履修を前提に、国際政治の現実を精確に見極め、諸外国の外交と自国の外交を十分に知り、望ましい国際社会の一形成者となるために必要な国際政治のより深い知見を修得することからはじめる。次いで、諸外国の外交活動を取り上げ、「紛争と平和」「軍縮」「援助」といった側面から各国の外交を検討しつつ、国際政治の実相を理解するために必要な応用力の涵養を図っていく。またさらには、現代国際政治における外交を私たちの暮らす地域の実情に引き付けて考察し、グローバル化する現代社会の中で、日本外交の一形成者たる私たちはいかなる役割を果たし得るのか、あるいは果たしていくべきなのか、受講生の皆さんと一緒に考究する。</p> <p>なお、本講義は、カリキュラム・ポリシーに掲げる専門科目の中の政治学科目に該当し、社会の持続的発展に貢献できる視野の広い人材の育成を目標とするディプロマ・ポリシーを達するため、情報収集・分析力、論理的思考力等の技能を身に付けるとともに、本講義の学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢を育むことを目的とする。</p>	<p>①国際政治に関する基礎的知見を修得することができる。</p> <p>②国際政治の実相を理解するために必要な応用力を涵養することができる。</p> <p>③現代の国際政治における諸問題を私たちの暮らす地域の実情に引き付けながら考察し、国際社会の中で、私たちはいかなる役割を果たし得るのか、あるいは果たしていくべきなのか、についても議論することができる。</p>										○	◎
LG2316	経済学	2	2	<p>マクロ経済学は、1国や1地域の経済全体を分析対象とした学問である。テレビや新聞では、「アベノミクス」「景気」といった言葉が毎日飛び交っているが、こうした話題はマクロ経済学と直結している。</p> <p>マクロ経済学で扱うGDPは、私たちの生活と関係無いと思うかもしれないが、そんなことはない。景気が悪化すれば失業者が増え、賃金もあがらず、家計に余裕がなくなる。また、学生にとっては、アルバイトが簡単にはみつからないといったことにもなりかねない。さらに、物価が安いことは消費者にとってはありがたいが、同時に、お父さんやお母さんたちの給料が上がらないことも意味している。つまり、諸君の財布の中身は、日本経済の良し悪し次第なのである。</p> <p>本講義では、GDPや物価指数などマクロ経済の動きを見る上で不可欠な指標を理解し、それらが実際どのように動いているのかを学ぶ。したがって、講義中にグラフが多用されるが、恐れなくていい。グラフの見方に一度慣れば、これほど便利なものはないと気づくはずである。個々のグラフを確実に理解してほしい。この基礎訓練が、不況などの現実問題を考えるための土台となる。根気よく講義と演習問題に取り組み、自分の理解を確かめながら確実に進もう。</p> <p>CCSIに「自学自習問題」が用意されており、講義の進行順に開放されるので、講義内容や基礎知識の確認に活用できる。</p>	<p>国全体の経済活動のメカニズムに関する基本的な知識を習得することができる。</p>	◎										○
LG2317	経営学	2	2	<p>はじめて経営学を学ぶということを念頭において、経営学の重要な分野・テーマ(企業論、経営戦略、経営組織、経営管理、経営環境など)についての基本を学習する。</p>	<p>経営学の全体像をつかむこと(そして経営学検定試験初級レベルに達すること)を目標とする。</p>	◎										○
LG3340	金融論	2	3	<p>金融に関するニュースは毎日のように新聞やテレビなどで報じられているが、それが私たちの生活にどのような影響を及ぼすのかを考えると、金融論の知識は理解を助ける一つの手がかりを提供してくれる。この講義を通じて経済現象の見方・考え方を学んでほしい。特に、将来銀行などの金融機関に就職しようと考えている学生には受講を勧める。</p>	<p>金融に関する知識を習得し、日々の経済現象に対する理解を深めることができる。</p>	◎										○
LG3341	財政学	2	3	<p>財政とは、国家あるいは政府の歳入・歳出活動をいう。歳入活動としては、租税徴収、貨幣発行、罰金徴収、手数料徴収、公企業収入などがあり、歳出活動としては、政府消費、政府投資、移転支出、補助金などがある。政府はこれらの政策手段を用いて、資源の効率的配分、所得分配の公平性、経済の安定という三つの目標を達成しなければならないといわれている。政府の政策手段と政策目標の間には、手段と目標の最適な組み合わせ、手段の非有効性、目標設定といった問題が存在する。財政学はこのような問題の解答を探る学問分野である。</p> <p>本講義では、最初にわが国の財政制度と財政の現状および1980年代以降のわが国の財政の歩みについて概観する。次いで、公共財と呼ばれるサービス、すなわち市場を通じて民間企業では供給することが困難で、政府や地方自治体が租税などの公的資金を用いて提供することが求められるサービスについて、それらがなぜ市場で供給することができないのか、またそれらのサービスの最適な供給のための条件について説明する。次に税について取り上げ、税の仕組みやその役割について説明した上で、応益原則や応能原則といった望ましい課税制度に求められる条件について説明する。その上で、所得税と法人税、資産課税について、理論的説明とともに、政策的観点からの解説を行う。最後に、公的年金制度などの社会保障制度を中心に、財政を通じた世代間資源配分ならびに所得分配の問題についても解説する。</p>	<p>①財政の役割と、日本の財政制度の大枠を理解できる。</p> <p>②わが国の財政の現状と、1950年代以降のわが国の財政政策の歴史について理解できる。</p> <p>③積み立て方式年金と賦課方式の年金の制度的特徴を理解し、それらの年金制度と世代間所得分配との関係を理解できる。</p>	◎										○
LG3342	会計学	2	3	<p>この講義の目的は、受講生諸君に会計学とはどのようなものであるかという基礎的な知識および技法を身に付けてもらうことにある。</p> <p>現代社会では、個人・会社・公益法人・NPO法人などが経済活動を行っているが、その活動内容を把握し、報告し、より優れた活動方針を決定するときには、会計報告が必要不可欠である。また、国民の義務である適切な納税も会計報告をもとに決定される。さらに、最近よく「ITにより企業競争を勝ち抜く」という表現がみられるが、これは「会計情報をすばやく有効に利用し、戦略を立て、企業活動を行う」と言う意味で使用されている。また銀行が、企業に融資するかを決定するときも会計報告は重要な判断材料である。このように、私たちの生活は会計と切り離すことはできない。</p> <p>会計の主要な体系には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計には、決算書として一般に公表する会計報告は、どのような形式で作成し、その内容はどのようなものでなくてはならないかを学習する「財務会計」 ・会計報告が決められた手順で作成されているかを評価する手法を学習する「監査」 ・経営者が戦略を立てるときや、戦術の効果を測定するなど役に立つ手法を学習する「管理会計」 ・日常の業務を体系的に記録するための技法として「簿記」などがある。 <p>講義では主として、会計報告書を作成する手続である「簿記」について学習し、その知識をもとに、財務会計の基礎事項を学習する予定である。</p>	<p>簿記・会計について、入門分野の知識を理解できるようになる。</p>	◎										○

ナンバリング	授業科目名	単位数		科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法律学における基本的知識の体系的な理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢
		必修	選択												
LG3343	社会保障論	2	3	<p>社会保障は、まさに「揺りかごから墓場まで」といわれるように生活のさまざまな局面に関わっており、現代の経済社会において不可欠なものになっている。それゆえ誰もが社会保障についてしっかりと知識を身につける必要があるといえる。にもかかわらず、社会保障ほど世間に誤解されている分野はないと言っても過言ではない。マスコミや政治家、有識者とされる人々が語る社会保障論議には、しばしば誤った情報や知識に基づいていることが目立つ。それはなぜかという点、社会保障をしっかりと理解するためには、表面的な制度の仕組みのみならず、制度の成り立ちとそれまでの歴史的過程、存在理由、基礎にある理念、各種制度間の関係と位置づけ等、その制度が成立している理論的・原理的な背景から理解することが不可欠だからである。</p> <p>目下我が国では、急速な少子高齢化の進展の中で、社会保障改革が喫緊の課題となっているが、われわれはより深く正確な理解のもとにその方向性を考えていかなければならない。社会保障について知らなければ、知らないばかりに損をする個人はもちろん、社会全体にも大きなマイナスを生じる可能性がある。したがって、本講義では、現在の我が国における医療保障、介護保障、所得保障、社会福祉などの社会保障制度の仕組みについて見るだけでなく、社会保障の理念、理論、歴史、そして国際的な状況にも関心を広げて、より広い視点から社会保障制度を知り、理解することを目指す。前半でまず理論的な基礎と歴史を、その後個別の制度の仕組みと背景を見ていく。</p>	<p>社会保障の歴史と全体像、年金・医療・介護の各部門における制度の概要および日本における社会保障の特徴とその改革の方向について理解できるようになる。</p>	◎			◎		○				
LG3344	キャリア実務 1	2	3	<p>卒業後の進路選択は、大学における学修の締めくくりであるとともに、次の生活への跳躍台である。個性や淹制にあつたキャリア選択を行えるように、社会人としての職業選択と就職活動に必要な基礎知識と教養知識を身につけるとともに就職プロセスにおける実践的課題などをNGUDリルを題材に学習する。</p>	<p>就職活動において大多数の企業で課せられる筆記試験を題材とし、仕事で求められるとくに数的能力についての知識を深めながら、実際の筆記試験を突破できる学力をつけることができる。</p>	◎			◎						
LG3345	キャリア実務 2	2	3	<p>卒業後の進路選択は、大学における学修の締めくくりであるとともに、次の生活への跳躍台である。個性や淹制にあつたキャリア選択を行えるように、社会人としての職業選択と就職活動に必要な基礎知識と教養知識を身につけるとともに就職プロセスにおける実践的課題などをNGUDリルを題材に学習する。</p>	<p>就職活動において大多数の企業で課せられる筆記試験を題材とし、仕事で求められるとくに数的能力についての知識を深めながら、実際の筆記試験を突破できる学力をつけることができる。</p>	◎			◎						
LG1301	国際理解 1	4	1	<p>本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。</p>	<p>夏季・春季休暇期間中に語学を中心とした研修やフィールド・トリップ(現地の小旅行)に参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。</p>			△						△	
LG1302	国際理解 2	4	1	<p>本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。</p>	<p>夏季・春季休暇期間中に語学を中心とした研修やフィールド・トリップ(現地の小旅行)に参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。</p>			△						△	
LG1303	国際理解 3	4	1	<p>本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。</p>	<p>夏季・春季休暇期間中に語学を中心とした研修やフィールド・トリップ(現地の小旅行)に参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。</p>			△						△	
LG1304	国際理解 4	4	1	<p>本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。</p>	<p>夏季・春季休暇期間中に語学を中心とした研修やフィールド・トリップ(現地の小旅行)に参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。</p>			△						△	
LG1305	国際理解 5	2	1	<p>本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。</p>	<p>夏季・春季休暇期間中に語学を中心とした研修やフィールド・トリップ(現地の小旅行)に参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。</p>			△						△	
LG1306	国際理解 6	2	1	<p>本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。</p>	<p>夏季・春季休暇期間中に語学を中心とした研修やフィールド・トリップ(現地の小旅行)に参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。</p>			△						△	
LG1307	国際理解 7	2	1	<p>本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。</p>	<p>夏季・春季休暇期間中に語学を中心とした研修やフィールド・トリップ(現地の小旅行)に参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。</p>			△						△	
LG1308	国際理解 8	2	1	<p>本学の海外協定校において、夏季・春季休暇期間中に、語学を中心とした研修や、フィールド・トリップ(現地の小旅行)において調査研究をし、留学先で修得した単位の振替を行う。</p>	<p>夏季・春季休暇期間中に語学を中心とした研修やフィールド・トリップ(現地の小旅行)に参加し、世界各国の言語、風習が理解できる。</p>			△						△	
LG1309	法学実務 1	2	1	<p>本法学部の指定する資格を取得したり、または定められた基準をクリアしたりする中で、本法学部の教育目標に沿った計画的な学修が行われたと判断された場合申請に基づき単位認定を行う。</p>	<p>法学に隣接する資格試験に対応できる知識、能力を身につけることができる。</p>		◎				◎				
LG1310	法学実務 2	2	1	<p>本法学部の指定する資格を取得したり、または定められた基準をクリアしたりする中で、本法学部の教育目標に沿った計画的な学修が行われたと判断された場合申請に基づき単位認定を行う。</p>	<p>法学に隣接する資格試験に対応できる知識、能力を身につけることができる。</p>		◎				◎				
LG1311	法学実務 3	2	1	<p>本法学部の指定する資格を取得したり、または定められた基準をクリアしたりする中で、本法学部の教育目標に沿った計画的な学修が行われたと判断された場合申請に基づき単位認定を行う。</p>	<p>法学に隣接する資格試験に対応できる知識、能力を身につけることができる。</p>		◎				◎				
LG1105	専門導入演習	2	1	<p>この授業は、「基礎セミナー」に引き続き、大学で「自主的に」学んでいくための基礎的な力を、「憲法」、「民法」、「刑法」などの実定法についての演習形式で身に付けていくものである。授業では、「基礎セミナー」で身に付けた表現能力の一層の向上をはかりつつ、さまざまな社会問題について法的な視点から考察し、自分の意見を発表できるようにすることを旨とする。授業で扱う題材については、受講者が身近に感じることのできる具体的な問題を取り上げて、教員が指定した文献を講読しながら、レジュメの作成、発表、質疑応答を行う。また、「基礎セミナー」および「導入演習」の授業を通して各自が関心を持ったテーマについて、法的な視点から自分の意見を交えつつ、レポートを作成する。</p> <p>この授業を履修することで、実社会で生起する様々な法的課題を正確に理解すると共に、他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によつて的確に伝える能力を養うことができる。</p>	<p>本演習授業では、「基礎セミナー」で身に付けたレジュメの作成、発表の方法、討論の進め方の一層の磨きをかけつつ、より一歩進んで、文献を適切に読み解く力(文献読解力)の基礎を固めて、文献の内容をわかりやすくまとめたレジュメを作成し、その成果をプレゼンテーションする能力を身につけることを目標とする。また、法学部の学生として、社会問題を法的な視点から考察する意識を高めることも目指す。</p>		◎	◎			◎	○			
LG2105	専門基礎演習 1	2	2	<p>授業は演習方式で行う。1年生で培った知識、能力を基礎として、専門科目の講義で扱われた論点、判例等について受講者が自ら調べ、内容を検討し、教員と受講者との質疑応答、受講者同士の議論などの形で学修を進めていく。日常的にふれる法律問題、ニュースなどをリーガルマインドの視点から考察、検討できる授業を行う。</p>	<p>導入演習で培った知識・能力を基礎として、専門科目の講義で扱われた論点・判例等について受講者が自ら調べ、内容を検討し、教員と受講者との質疑応答、受講者同士の議論などを行うことができ、日常的にふれる法律問題にかかわるニュース等を法的な視点から考察・検討できる。</p>		◎	◎				◎	○		

ナンバリング	授業科目名	単位数		配当年次	科目概要	科目ごとの学習到達目標	①人間、社会、文化、自然等に関する幅広い知識	②法学における基本的知識の体系的理解およびその応用力	③コミュニケーション・プレゼンテーション能力	④情報収集・分析力、論理的思考力等の技能	⑤リーガル・マインド(法的思考力・法的判断力)	⑥正義・公平・博愛の精神	⑦実社会で生じる様々な法的課題を正確に理解し、解決策を考える能力	⑧他者に対して、自分の法的な考えを口頭や文章によって的確に伝える能力	⑨謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築こうとする姿勢	⑩学修成果を活用し、多様な人々と協働して問題解決に向けて行動しようとする姿勢
		必修	選択													
LG2106	専門基礎演習 2	2		2	授業は演習方式で行う。専門科目の講義で扱われた論点、判例等を体系的に理解し、論点が複合的に組み合わされた事例問題等について、受講者自らが判例集、学術論文等を用いて研究し、授業での発表やディベートを行う。これにより、具体的な事例に対する法的な評価を行うための基礎力を身につけることを目指す。	専門科目の講義でふれられた個別的論点を体系的に理解し、論点が複合的に組み合わされた事例問題等について、受講者が自ら判例集、学術論文等を用いて検討し、授業での発表・討論を行って、具体的な事例に対する法的な評価を行うための基礎力を身に付けることができる。								◎	○	
LG3101	専門演習 1	4		3	授業は演習方式で行う。現代社会にとって喫緊の課題が集約された事例を取り上げて、それらを法的な観点から学修していく。受講者の発表・討論を通じて問題発見能力、問題解決能力の涵養をはかりつつ、模擬裁判形式などを取り入れ、より高いレベルで論点を整理しつつ、問題解決方法を提示する能力を身につけることを目指す。	現代社会にとって喫緊の課題が集約された事例を取り上げて、それらを法的な観点から学修し、受講者の発表・討論を通じて問題発見能力・問題解決能力の涵養をはかりつつ、模擬裁判形式などを取り入れ、より高いレベルで論点を整理し、問題解決方法を提示する能力を身に付けることができる。								◎	○	
LG4101	専門演習 2	4		4	授業は演習方式で行う。受講者がこれまでに学修してきた特定の法律分野に関する知識、論点の中から、自らテーマを設定した上で、定期的な報告を行い、これに対する教員や受講者との質疑応答、討論を通じて、報告の構成、形式、内容を高め、より完成度の高い研究をおこなう。	特定の法律分野に関する知識・論点の中から自らテーマを設定したうえで、定期的な報告を行い、これに対する教員や受講者との質疑応答・討論を通じて、報告ができる。								◎	○	
LG2318	リーガル・フィールドワーク	1		2	本講義は、法の果たす役割を社会の現場において見聞することにより、現代社会のいかなる場面でいかなる法律がかかわっているかを体験的に理解し、実社会の中で「生きた法」を学ぶものです。 法律事務所実務研修を行うこととなります。また、実務研修が有意義なものとなるよう万全を期すために、実務研修以外に、事前学習や事後学習が用意されています。 事前学習では、実務研修の派遣先の業務内容、業務遂行における心構え、守秘義務について学んだり、マナー講座が予定されています。事後学習では、参加者の報告、質疑応答等によって、参加の成果を検証することになります。	法の具体的な運用を体験的に理解すること、進路・卒業後の職業についての具体的なイメージを明確にもてるようになることと共に、今後の講義科目・演習科目における専門法律科目修得への意欲を高めることができる。							◎	○	◎	◎

◎：学修成果を上げるために履修することが特に強く求められる科目
 ○：学修成果を上げるために履修することが強く求められる科目
 △：学修成果を上げるために履修することが求められる科目